令和8(2026)1月作成

# 短時間労働者の社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入拡大のポイント

## ポイント 1　最低賃金の上昇により、週20時間以上働く方は、自動的に社会保険の加入要件を満たすため、賃金要件を意識する必要がなくなります

短時間労働者が社会保険に加入する場合、次の四つの要件を満たす必要があります。

① 所定内賃金が月額8.8万円以上であること(賃金要件)
② 週の所定労働時間が20時間以上であること
③ 勤め先が従業員数(※1) 51人以上の企業であること(企業規模要件)　※1 厚生年金保険の被保険者数
④ 学生ではないこと

賃金が時給1,016円以上になった場合に、週20時間以上働くと、月額賃金が8.8万円以上となり、自動的に賃金要件を満たします。なお、週20時間以上働く方については、日本年金機構等に被保険者資格取得届の提出が必要です(③、④の要件も満たす必要があります。)。

### ▶ 働き方と社会保険加入の関係(51人以上の会社で働く方　学生を除く)

時給 1,016円以上 で、週 20時間 働くと、自動的に 月額賃金 8.8万円以上 ➡ 社会保険に加入

## ポイント2　賃金要件(いわゆる年収106万円の壁)は令和8(2026)年10月に撤廃予定

今般、全ての都道府県で令和7年度地域別最低賃金が時給1,016円を超えたことにより、週20時間以上働くすべての方が自動的に社会保険の加入対象になるため、令和7年年金制度改正法に基づき、令和8(2026)年10月に賃金要件を撤廃する予定です。

令和7年度地域別最低賃金で**週20時間**働くと**自動的**に社会保険の加入対象 ➡ 令和8(2026)年10月に賃金要件を撤廃予定(※2)

※2 ただし、最低賃金法では一定の場合に最低賃金の減額を許可する特例があり、この特例の対象となる短時間労働者のうち、月額賃金8.8万円未満である方は、原則社会保険に加入しないこととなります(申出により任意で加入することは可能。)。

## ポイント3　今後、企業規模要件も段階的に縮小、撤廃されます

年金制度改正法に基づき、企業規模要件についても、段階的に縮小していきます。

| 従業員51人以上 | 従業員36人以上 | 従業員21人以上 | 従業員11人以上 | 従業員10人以下 |
|---|---|---|---|---|
| 現在 | 令和9(2027)年10月から | 令和11(2029)年10月から | 令和14(2032)年10月から | 令和17(2035)年10月から |

### ▶ 企業規模要件を満たさない企業でも任意で加入することができます(※3)

従業員の2分の1以上の同意があれば、短時間労働者も社会保険に加入することができます。

※3 令和8(2026)年10月以降に当該制度を利用して任意加入をする場合は、短時間労働者の保険料の一部を事業主が負担すると、3年間の制度的な支援(保険料調整制度)を受けることができます。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare